



**身近なスポーツの場として「利用ください」
区立中学校の体育施設の開放**

【対象】区内在住在勤在学の中学生以上 *スポーツ安全保険等に加入する必要あり *中学生は保護者または成人の同伴が必要【費用】無料 *用品代等がかかる場合あり【申込み】利用期間 中、直接会場へ *ソフトテニスの団体利用の場合は、利用希望日の前月第2水曜日午後7時に会場で受け付け【問合せ】スポーツ振興課スポーツ施設担当 ☎5608-6312

種目	中学校名	利用期間	利用区分
卓球	旧吾嬭第一中学校(立花5-48-9)	4月9日~7月9日、9月3日~12月3日、平成27年1月7日~3月4日の毎週水曜日 *旧吾嬭第一中学校は、工事のため、4月の利用を休止予定	個人
バレーボール(9人制・ソフトバレー)	錦糸中学校(石原4-33-14)		
軽運動	墨田中学校(向島4-25-22)	4月9日~12月3日、平成27年1月7日~3月4日の毎週水曜日 *吾嬭立花中学校は、学校の統合に伴い、施設の貸し出し準備を行うため、4月~6月の利用を休止予定	
バドミントン	竪川中学校(亀沢4-11-15)、吾嬭第二中学校(八広4-4-4)、旧向島中学校(東向島4-18-9)、吾嬭立花中学校(立花4-30-18)		
バスケットボール	寺島中学校(八広1-17-15)	4月13日~7月13日、9月7日~12月7日、平成27年1月11日~3月1日の毎週日曜日	団体
硬式テニス		4月3日~10月24日の毎週木・金曜日	
ソフトテニス			

●利用時間は、▶水・木・金曜日=午後7時~9時 ▶日曜日=午後1時~4時 です。なお、学校行事等により、ご利用にならない場合があります。



**「注意ください」
心身障害者医療費助成制度(障制度)**

昭和19年4月2日以降生まれで70歳~74歳の方は、今月から、医療機関等の窓口で支払う医療費の負担割合が2割に変更されます。ただし、「一部①」と表示された受給者証を医療機関等に提示した場合は、②制度により原則1割負担となります。

なお、昭和19年4月1日以前生まれで70歳~74歳の方および負担割合が3割の方、③受給者証をお持ちの方については、助成内容に変更はありません。【問合せ】障害者福祉課障害者給付係 ☎5608-6163 FAX 5608-6423



**新たに認定しました
小さな博物館・すみだマイスター**

区では、区内産業をPRするため、「すみだ3M運動」を展開しています。この度、産業や文化に関する製品・道具・資料等を展示する「小さな博物館」、付加価値の高い製品を作る技術を持ち、次代の育成に努めている「すみだマイスター」を認定しました。 ■小さな博物館 江戸表具師の道具や機械、襖や掛け軸の制作工程パネルを展示する「江戸表具博物館」を認定しました。 ■すみだマイスター 益田大祐氏を江戸指物の技術で認定しました。 【問合せ】産業経済課産業振興担当 ☎5608-6186



**あなたの手助けが、障害のある方の安心につながります
ヘルプカード**

「ヘルプカード」は、障害のある方が緊急連絡先や必要な支援内容を記入して携帯し、災害時や緊急時に周囲の人へ見せることで、手助けを求めやすくなるものです。このカードをお持ちの方から支援を必要とされた際は、ご協力をお願いします。 ■ヘルプカード 配布場所 障害者福祉課(区役所3階)、各出張所・保健センター ■配布対象者 身体・知的・精神障害のある方、難病の方【問合せ】障害者福祉課児童発達支援担当 ☎5608-6578



**変更しました
区の組織**

今月から、区の組織を変更しました。【変更内容理由】下表のとおり【問合せ】企画行政改革担当 ☎5608-6230

変更内容	変更理由
新設した組織	廃止した組織
子ども・子育て支援担当	子育て支援担当
子育て支援課	子育て計画課
子ども課	児童・保育課
防災まちづくり課	開発調整課
拠点整備課を都市整備部から立体化推進担当へ移管	不燃化促進等の防災まちづくり業務の集約など
	鉄道立体化と駅周辺まちづくりの一体的な推進

区政情報番組

ウィークリー すみだ 4月の番組表



キャスター 比嘉夏希さん

毎日、午前9時、正午、午後4時~8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各30分間)。なお、放送終了後、区ホームページでもご覧いただけますので、各番組の視聴開始時期については、お問い合わせください。【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6220

- 4月6日(日)~12日(土)
 - ニュースホットライン...区のイベントや取組をニュース形式で紹介
 - 区政トピックス...区内循環バス「すみだ百景 すみまるくん・すみりんちゃん」
 - すみだを学ぼう!...向島の新たな魅力を発信
 - すみだ街歩きナビ...江戸から明治、近代化への歩みを訪ねる
- 4月13日(日)~19日(土)
 - ニュースホットライン...区のイベントや取組をニュース形式で紹介
 - 区政トピックス...歴史文化公園の整備
 - 特集...すみだマイスター 総桐タンス製造 田中英二
- 4月20日(日)~26日(土)
 - ニュースホットライン...区のイベントや取組をニュース形式で紹介
 - 区政トピックス...東京スカイツリー®周辺主要道路の景観整備
 - 数字が語るわがまちすみだ...すみだの公園
 - すみだ博物館めぐり(新コーナー)...区内の小さな博物館の紹介
- 4月27日(日)~5月3日(祝)
 - ニュースホットライン...区のイベントや取組をニュース形式で紹介
 - 区政トピックス...3M運動に新たな仲間が加わりました
 - 特集...すみだマイスター 総桐タンス製造 田中英二(4月13日~19日の再放送)

*内容が一部変更になる場合があります。ご了承ください。
*ケーブルテレビへの加入・問合せは、(株)J.COM東京すみだ・台東局 ☎0120-999-000へ

春の全国交通安全運動

4月6日~15日に、「春の全国交通安全運動」が行われます。“子どもと高齢者の交通事故防止”を基本とし、▶自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底) ▶すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ▶飲酒運転の根絶 ▶二輪車の交通事故防止 に重点を置き、運動を展開します。また4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です。交通ルールを再確認し、交通事故のない社会を築きましょう。【問合せ】▶土木管理課交通安全担当 ☎5608-6203 ▶本所警察署 ☎5637-0110 ▶向島警察署 ☎3616-0110

災害廃棄物の受入れ

昨年の台風26号に伴い発生した、東京都大島町の災害廃棄物の一部について、特別区長会および大島町、都の合意に基づき、23区内の清掃工場へ受け入れ、約1年をかけて処理することとなりました。墨田清掃工場(東墨田1-10-23)では、東京二十三区清掃一部事務組合の計画により、受入処理を行います。【受入期間】4月7日(月)~19日(土)【受入量】1日当たり約10トン【問合せ】すみだ清掃事務所 ☎5608-6922

帰宅呼びかけメロディー 午後5時半に放送 (4月1日から) 遅くまで遊んでいる子には家に帰るようひと声かけて

毎月1日は 墨田区防災の日

4月1日の点検項目 日ごろから 家庭で職場で 防災会議



毎月5日は すみだ環境の日

4月のエコくさくさ 自然・いきもの大切さ 墨田区環境キャラクター「地球くん」



「納入通知書(仮算定通知)」などについてお知らせします
介護保険料・サービス利用料

■介護保険料をお知らせします
区では、4月上旬に、「納入通知書(仮算定通知)」を次に掲げる方へお送りします。これは、前年度の保険料額に基づき仮算定した保険料額をお知らせするものです。

■4月上旬に納入通知書(仮算定通知)をお送りする方
公的年金からの特別徴収の方で、4月もしくは6月から特別徴収が始まる方、または年間を通して平均的に納めるために6月と8月の保険料額の調整を行った方
*4月・6月・8月の保険料額を通知
▼普通徴収(納付書または口座振替での納付)の方
*4月・5月・6月の保険料額を通知し、納付書を同封
*口座振替替を利用しての方へは通知書のみ送付

■世帯全員が住民税非課税の方に対する保険料の減額制度があります
【対象】次のすべての要件を満たす方
▼7月にお送りする「決定通知書」の保険料の所得段階が特例第3段階または第3段階である
▼世帯の前年の収入合計が120万円以下である(世帯人数2人目以降は、1人増える

ごとに50万円を加算)
▼別世帯の住民税課税者の扶養を受けていない、または生計をともにしていない
▼世帯全員の預貯金等の合計額が200万円以下である
▼居住用以外の土地、建物等を有していない
▼申請月の前月分までの保険料に滞納がない
【減額内容】26年度の保険料額を第2段階相当額に減額
*申請月以前の分の減額は不可
■災害等の特別な事情により、納付が困難な方への保険料の負担軽減制度があります
災害等の特別な事情により生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方は、徴収猶予や減免を受けられる場合があります。
■介護保険サービス利用料が変更になります
消費税率が8パーセントへ引上げられることに伴う介護報酬の改定により、介護保険サービスを利用する際に介護保険事業者へ支払う自己負担金が、4月利用分から変更となります。変更内容の詳細は、担当のケアマネジャー等にご確認ください。

【問合せ】▼保険料について
介護保険課資格・保険料担当 ☎5608-6937
▼サービス利用料について
介護保険課給付・事業者指導担当 ☎5608-6149



地球にやさしいは家計にもやさしい
すみだエコポイント

区では、環境にやさしいまちをめざし、区民の皆さんの省エネに関する取組等に対して「すみだエコポイント」を付与しています。これは、墨田区商店街連合会の「すみだぼいんと

登録カード(すみぽカード・Suica・PASMO)に、すみだぼいんと加盟店での買物等にご利用になれるポイントと付与するものです。ぜひ、ご活用ください。

種別	対象・ポイント数	申込み等
CO ₂ ダイエットポイント	【対象期間】4月分~平成27年3月分 【対象者】ご自身が住んでいる区内住居の電気・ガスの使用量が前年同月の使用量より減っている方 ▶電気=1kWh削減につき4ポイント ▶ガス=1㎡削減につき22ポイント *各月、電気・ガスそれぞれ500ポイントが上限	【申込み】対象期間の電気・ガスの検針票(前年同月使用量の記載があるもの)と「すみだぼいんと登録カード(登録済の場合)」を直接、環境保全課環境管理担当(区役所14階) ☎5608-6207へ ▶4月分~12月分=各検針日の翌々月末日 ▶27年1月分~3月分=27年3月31日
緑のカーテンポイント	【対象者】ご自身が住んでいる区内住居に、一年草のつる性植物で緑のカーテンを設置した方 【ポイント数】緑のカーテン1㎡当たり100ポイント *500ポイントが上限	【申込み】緑のカーテン育成後、電話で環境保全課緑化推進担当 ☎5608-6208へ 【申込期限】9月30日

- ① 「すみだぼいんと」未登録の場合は、ポイント付与時に入会申込みが必要です。
- ② 「すみだぼいんと」は、1ポイントにつき1円として、10ポイントからご利用になります。
- ③ 「CO₂ダイエットポイント」は、電気・ガスの検針票からCO₂排出削減量を算出し、ポイントを付与します。



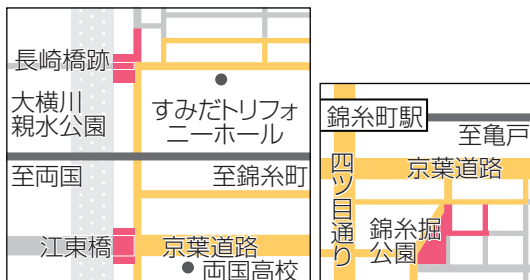
放置禁止区域の拡大と、撤去自転車の返還時間の変更を実施

今月から、錦糸町駅周辺の自転車放置禁止区域を拡大します。この区域内に放置された自転車は、即日撤去の対象となります。また、撤去自転車の水曜日の返還時間を変更し、午後7時まで延長します。

変更後の水曜日の返還時間

後1時~7時 *土・日曜日、祝日は従前どおり、正午~午後6時
【問合せ】土木管理課交通安全担当 ☎5608-6203

- 新たに指定した自転車放置禁止区域
- 現在の自転車放置禁止区域



歴史文化公園「露伴児童遊園」の整備

区では、公園の魅力を向上させるとともに、観光客の区内回遊性を高めるため、地域の歴史や文化を伝える石碑等が設置されている公園を、「歴史文化公園」として整備しています。

この度、文学者・幸田露伴の住居跡地にある「露伴児童遊園」(東向島1-7-11)の一部を改修し、露伴の人物像・作品等を解説した案内板などを新設したほか、向島の文学者を紹介した園名板を整備しました。ぜひ、ご来園ください。
【問合せ】道路公園課工事担当 ☎5608-6288

東日本大震災義援金の受付期間延長

【延長後の受付期間】平成27年3月31日(火)まで
【ゆうちょ銀行振替口座】00140-8-507・日本赤十字社 東日本大震災義援金 *郵便局の窓口での取扱いの場合は、送金手数料が無料
【直接受付窓口・問合せ】区民活動推進課区民活動推進担当(区役所14階) ☎5608-6202
*送金対象について、15都道府県から4県(岩手県・宮城県・福島県・茨城県)に変更
●区の窓口でお預かりした義援金の総額 1億88万1632円(3月15日現在)

墨田区公共施設マネジメント実行計画(素案)のパブリックコメント(意見募集)

【素案の閲覧期間・場所】4月28日(月)まで/企画・行政改革担当(区役所7階)、区民情報コーナー(区役所1階) *区ホームページでも閲覧可
【ご意見の提出方法】ご意見(A4用紙1枚以内で書式自由)と、住所・氏名・年齢・性別・電話番号を直接または郵送、ファクス、Eメールで4月28日(必着)までに、〒130-8640企画・行政改革担当 ☎5608-6230・FAX5608-6407・☒KIKAKU@city.sumida.lg.jpへ

使用済小型家電製品のリサイクル回収

区では、昨年11月から、使用済小型家電製品のリサイクル回収を国の実証事業として試行してきました。今月から区の事業として実施することに合わせ、回収ボックスを区総合体育館(錦糸4-15-1)にも設置しました。
【回収品目】携帯電話、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、電子辞書、電卓、コード類(ACアダプター等含む)、ドライヤー、電気カミソリなど12品目
【問合せ】すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2228

平成26年度就学援助費受給申請

小・中学校へ通学するお子さんがいるご家庭で、経済的な理由により、学校でかかる費用の支払が困難な場合に、審査のうえ、その一部を区が援助します。
【申請書の配付場所】▶区内の区立学校に通学している場合=各学校 ▶区内の区立学校に通学していない場合=学務課(区役所11階)
【申請方法】申請書を直接または郵送で4月30日(消印有効)までに、〒130-8640学務課事務担当 ☎5608-6303へ

墨田区男女共同参画推進プラン(第4次)

区では、女性も男性も様々な分野へ平等に参画し、個性と能力を發揮しながら、いきいきと生活できる男女共同参画社会を築くため、「墨田区男女共同参画推進プラン(平成26年度~30年度)」を策定しました。
【閲覧場所】区民情報コーナー(区役所1階)、すみだ女性センター(押上2-12-7-111)、各図書館ほか *区ホームページでも閲覧可
【問合せ】人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当 ☎5608-6512